

## 平泉の文化遺産世界遺産登録推薦書作成委員会設置要綱

### (設置)

**第1** 世界遺産暫定リストに登載された「平泉の文化遺産」の世界遺産登録に向けて作成する世界遺産一覧表記載推薦書(以下「推薦書」という。)の具体的な記述内容について、特に学術的・専門的な立場から検討を加えるとともに、推薦書を提出してから世界遺産委員会で審議されるまでの間において、必要に応じて助言を得るため、平泉の文化遺産世界遺産登録推薦書作成委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

**第2** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平泉の文化遺産の顕著な普遍的価値、登録の価値基準、比較研究などに関すること。
- (2) 推薦書の本文の記述内容に関すること。
- (3) 推薦書の付属資料に関すること。
- (4) その他推薦書の作成に関すること。

### (組織)

**第3** 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、文化財に関する専門家、有識者のうちから教育長が任命する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 23 年 7 月 31 日までとする。

### (委員長)

**第4** 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

**第5** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事のうち決定を要する事項がある場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

**第6** 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

**第7** 委員会の庶務は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課において処理する。

### (補則)

**第8** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。

(参考)

## 平泉の文化遺産世界遺産登録推薦書作成委員会 委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	役職名	専門分野等
稲葉 信子	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	日本イコモス国内委員
人間田 宣夫	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科教授	古代・中世史
天矢 邦宣	盛岡大学文学部教授	美術工芸
岡田 保良	国士舘大学イラク古代文化研究所教授	日本イコモス国内委員
工藤 雅樹	福島大学名誉教授	考古学
清水 眞一	東京文化財研究所文化遺産国際協力センター長	建築学
田中 哲雄	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科教授	史跡整備
西村 肇夫	東京大学大学院工学系研究科教授	都市工学

「平泉」の顕著な普遍的価値の言明／イコモス評価書における指摘／第32回世界遺産委員会への対応に関する比較表(案)

	当初の推薦書(平成19年2月提出)に記述した説明	イコモス評価書における指摘事項(平成20年5月)	イコモス勧告後、第32回世界遺産委員会への対応に当たり作成した説明(文化庁)(平成20年5~6月)	イコモス勧告後、第32回世界遺産委員会への対応に当たり作成した説明(文化庁/外務省・ユネスコ日本政府常駐代表部)(平成20年6~7月)
顕著な普遍的価値の言明	<p>平泉は、12世紀に、奥州藤原氏により浄土思想を基調として完成された日本の北方領域における政治・行政上の拠点である。6世紀に仏教公伝に続き大陸から日本に伝来した浄土思想は、清浄化された仏の国土である浄土への往生を説く仏教の思想で、11世紀~12世紀の日本では、現世における安穩を願うと同時に、来世においては阿弥陀仏の居所である西方極楽浄土への往生を願うという他に類例を見ない独特の二元的な性質を持つ浄土思想が盛行した。特に平泉では、自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき完成された政治・行政上の諸施設とその周辺の農村が比較的小規模な空間に濃密に展開し、総じて浄土思想に関連する良好で優秀な文化的景観が形成された。その構成要素のうち、往時の政治・行政上の拠点の施設の痕跡は考古学的遺跡として地下に完全な状態で遺存し、現存する寺院建築や庭園は浄土の世界を具現化した空間造形の傑作である。また、その背景を成した浄土思想の神髄は、宗教儀礼・行事を通じて現在にも確実に継承されている。</p>	<p>証明しきれない。</p>	<p>1. 平泉は12世紀日本の北方領域における「政治・行政上の拠点」で、周辺の自然環境を包摂して寺院建築や庭園群に浄土世界が再現されるなど、浄土思想を基調に良好な文化的景観として完成した独特の文化遺産である。</p> <p>2. 日本の中央政権と北方領域に展開した「蝦夷」と呼ぶ在地集団(部族)との拮抗関係の過程で完成した平泉は、ひとつの国家の領域を越え、その周縁の地域にまで及んで成立した「政治・行政上の拠点」として、構成要素が比較的小規模な地域空間に不足なく集中的に残っている希少例である。</p> <p>平泉は、12世紀の日本の中央政権と、北方領域に展開した「蝦夷」と呼ぶ在地集団(部族)との拮抗関係の下に、ひとつの国家の領域を越えて、その周縁の地域にまで及んで完成した「政治・行政上の拠点」で、構成要素が比較的小規模な地域空間に不足なく集中的に残っている希少例であるとともに、周辺の自然環境を包摂して寺院建築や庭園群に浄土世界が再現されるなど、浄土思想を基調に良好な文化的景観として完成した独特の文化遺産である。</p>	<p>平泉は、12世紀の日本の中央政権と、北方領域に展開した「蝦夷」と呼ぶ在地集団(部族)との拮抗関係の下に、ひとつの国家の領域を越えて、その周縁の地域にまで及んで完成した「政治・行政上の拠点」で、9つの構成要素が比較的小規模な地域空間に不足なく集中的に残っている希少例であるとともに、周辺の自然環境を包摂して寺院建築や庭園群に浄土世界が再現されるなど、全体として浄土思想を基調として完成した独特の文化的景観である。</p>

「平泉」の顕著な普遍的価値の言明／イコモス評価書における指摘／第32回世界遺産委員会への対応に関する比較表(案)

	当初の推薦書(平成19年2月提出)に記述した説明	イコモス評価書における指摘事項(平成20年5月)	イコモス勧告後、第32回世界遺産委員会への対応に当たり作成した説明(文化庁)(平成20年5~6月)	イコモス勧告後、第32回世界遺産委員会への対応に当たり作成した説明(文化庁/外務省・ユネスコ日本政府常駐代表部)(平成20年6~7月)
基準(ii)		<p>締約国から提示されてはいないが、基準ii)による評価が求められる。平泉の都市計画、寺院と浄土庭園の配置は、アジア大陸から仏教思想とともにもたらされた造園思想が、どのようにして日本古代の自然崇拜や神道を基礎に進化をとげ、日本固有の計画及び庭園意匠の思想へと発展したのかについて、さらなる根拠が示されれば、推薦資産の一部について基準ii)の証明は可能かも知れない。平泉は他の都市、特に寺院のうちのひとつが中尊寺に基づくものであった鎌倉に影響を及ぼした。基準ii)は、推薦資産の一部、とりわけ荘園、城塞の可能性のある白鳥館遺跡、寺院跡である長者ヶ原廃寺には適用できないと考えられる。すべての構成資産が景観設計において浄土思想を代表するものとして示されたとは考えられない(p.68-R)。</p>	<p>イコモスの言う指摘の観点は、すべてiv)に関するものであり、既にiv)の適用説明において記述している。 日本国内で独自の発展を遂げた浄土思想が、12世紀日本の北方領域に到達した結果、究極の形態として完成した浄土建築及び一群の浄土庭園の代表例・典型例が「平泉」に残されたのであって、これらの事例が浄土思想の伝播に関連して、さらに他の地域に多大な影響を与えた物証であるのか否かについては、現時点では断定しきれないのではないかと考えている。</p>	<p>(イコモスの指摘を踏まえー) 浄土思想を基調として完成した平泉の景観設計の思想は、6世紀以来、中国・朝鮮半島から伝来した仏教、その一思想である浄土思想、さらには造園思想が、古来、日本人が育んできた自然に対する独自の崇拜思想と融合・発展した結果、形成されたものであり、平泉は、中国大陸から日本列島にかけて、6~12世紀の約600年にわたって進んだ精神上又は思想上の価値の重要な交換を表す物証である。</p>
基準(iii)	<p>奥州藤原氏は11世紀末期から12世紀にかけての約100年の間に、水陸交通の要衝の地であった平泉において、変化に富んだ自然の地形を存分に活かしつつ、浄土思想に基づき独特の政治・行政上の拠点を完成させた。その基盤には、周辺地域における豊かな産金をはじめ、東南アジアから中国・沿海州及び北方海域にわたって広範囲に展開した文物の交流と、その結果蓄積した莫大な財力があつた。奥州藤原氏の滅亡により、平泉は日本の北方領域における政治・行政上の拠点としての機能を停止し、その後の開発による大規模な変容を受けることなく、往時の様相を語る上で不可欠の諸要素を良好な状態で遺存させた。それらは、浄土思想に基づき自然と一体となって完成された政治・行政上の拠点とその周辺地域が織り成す極めて良好で優秀な文化的景観を構成している。</p>	<p>この基準について、証明しきれしていない。 平泉の全体としての配置と浄土庭園群との間における浄土思想との関連性は、通常、基準iii)が適用される意味における「文化的伝統」を完全に構成してはいない。浄土思想の教義による平泉の発展・展開については、基準ii)の下に考慮することが、より適当か(p.68-R)。</p>	<p>12世紀日本の北方領域では、6世紀以来、奈良・京都に起源を持った中央政権と、東北地方に勢力を誇った「蝦夷」と呼ぶ部族の勢力とが対峙し、前者が後者を服属させようとする長い歴史の最終局面を迎えた。「平泉」の重要な意義は、12世紀の中央政権と、今や少数民族となったアイヌにも繋がりを持つ「蝦夷」との拮抗関係の下に、その境界線上に国家を越えて出現した政治行政上の拠点を、日本で独自の発展を遂げた浄土思想を基調に良好な文化的景観として完成し、独特の文化的伝統を形成したことにある。 平泉の文化的伝統とは、中央政府の文化的伝統と国家の周縁域における土着の文化が混交することにより形成された独特のものであり、その神髄の一端は、浄土世界を表現した阿彌陀堂建築の優秀な見本でありながら、奥州の豊富な産金により全面に金箔を貼り、歴代領主の遺体をミイラとして安置するという他に類例を見ない意匠・構造・性質を持つ中尊寺金色堂に表れている。 2000年に世界遺産一覧表に登録された「琉球王国のグスク及び関連遺産群」は、12~13世紀に日本の南端の周縁部において成立した独立王国に関する文化遺産であり、今は失われた国家を越える文化的伝統の希少例として基準iii)が適用された。平泉も琉球と同様の文脈の下に価値評価すべき文化遺産であり、12世紀の日本とその周縁域に形成された「今は失われた文化的伝統の稀有な物証」であることから、基準iii)の適用は妥当。</p>	<p>平泉の文化的伝統とは、平和希求、万物共生、自然との融合である。12世紀の日本においては、末法思想の普及による社会不安の渦中であつて、敵味方の区別なく、生きとし生ける物すべての極楽往生を願う浄土思想が隆盛を極めた。この思想を三次元的な空間に体現し、日本の北方領域における政治・行政上の拠点として藤原清衡が造営したのが平泉である。さらに、この思想は、浄土世界を現世に再現するものとして、周囲の自然を取り込んだ独特の浄土庭園を生んだ。それは、平和希求の精神、食料にした動植物や使った物を甲う習慣、自然と一体化した庭園づくりの理念として、現代の日本人の文化的伝統の重要な部分を成している。</p>
基準(iv)	<p>平泉には、日本独特の意匠・技術を用いて浄土の世界を表現した寺院建築や庭園など、傑出した空間造形の作品群が生まれた。特に中尊寺金色堂は、広く国内外との交流により収集された材料の下に、蒔絵・螺鈿など日本の高度な漆芸・金工技術を用いて完成された装飾の粋を成す建築であり、ミイラとなった奥州藤原氏初代~三代(清衡・基衡・秀衡)の遺体と四代(泰衡)の首級を今もなお納めるなど、12世紀の浄土教建築のなかでも最も優れた意匠と精神上的特質を持つ作品である。 また、毛越寺庭園をはじめとする一群の浄土庭園は、いずれも11世紀から12世紀にかけて流行した末法思想を背景として、周囲の自然地形との緊密な関係の下に、様々な浄土の姿を表現した空間造形の傑作であり、同種の庭園のなかでも最高に発展した様式を含むのみならず、その歴史的な発展の過程を明瞭に示す点においても、他に類例を見ない顕著な価値を持っている。</p>	<p>この基準について、証明しきれしていない。 締約国による基準iv)の証明は、基準ii)の証明の一部を成すものであると考えられる。平泉の景観が人類の歴史における重要な段階をどのように表しているのかが示されていないため、基準iv)には該当しない(p.69-L)。</p>	<p>11世紀に浄土思想が最高潮に達し、12世紀に浄土思想を基調とする政治・行政上の拠点として「平泉」が完成した。その中には、浄土を具現化した仏堂・庭園の代表例・典型例としての中尊寺金色堂や複数の浄土庭園が含まれており、この時代に多く造営されたが、そのほとんどが現存しない同種の事例のうち、建築物と一群の景観設計の重要な「見本」としての性質を持つことから、基準iv)の適用は妥当。</p>	<p>この基準の適用については、撤回する準備がある。</p>
基準(v)	<p>平泉の周辺地域に当たる骨寺村では、中尊寺経蔵別当領の荘園が置かれて以来、小盆地に水田耕作と農家・寺社が孤立分散する村落の居住の形態が、近世・近代を通じて大きな変化を受けることなく緩やかな発展を遂げ、極めて良好な文化的景観として継承された。土地利用の基本形態や景観の特質を示す諸要素は、14世紀に描かれた絵図との照合が可能であり、世界的に見ても比類のない価値を持つ。</p>	<p>この基準について、証明しきれしていない。 基準v)は、推薦資産の一部よりも、むしろ全体に適用する必要がある場合に、証明すべきものである。さらに、何故、荘園(農村景観)が人間とその環境の相互作用の例外的な事例と見なせるのかを表していない以上、基準v)を荘園(農村景観)に対して証明できるとはいえない。また、この地域は、中尊寺経蔵に関係してはいるが、その配置と計画に浄土思想の影響を反映していない(p.69-L)。</p>	<p>「骨寺村荘園遺跡と一関本寺の農村景観」は、『吾妻鏡』及び14世紀の荘園絵図に記す地名・空間構造との照合が可能であることから、当時の土地利用形態を表す世界的にも稀有な見本であるとともに、人間と自然との伝統的な相互作用を表す良好な文化的景観である。また、浄土思想の母胎である天台宗(天台浄土教)に基き、「山王窟」を基点として荘園が経営され、浄土思想に基づく「西方」を意識した空間構造であったことも明白である。 これらのことについては、補足情報資料(2007年11月6日送付)、追加資料(20080228送付)でも既に明示済みである。</p>	<p>この基準の適用については、撤回する準備がある。</p>
基準(vi)	<p>平泉が日本の北方領域における政治・行政上の拠点として形成される過程で、その精神的基調を成したのは浄土思想であり、平泉文化の重要な核心を担った。また、奥州藤原氏四代の遺体及び首級がミイラとなって納められている中尊寺金色堂は、平泉の政治・行政上の拠点形成における精神上的の起点となったのみならず、現在においてもなお地域住民の精神的な拠り所となっている。加えて、平泉の文化的伝統は、毛越寺の延年や中尊寺の神事能などの宗教儀礼・行事をはじめ、奥州藤原氏や源義経などに関する多くの伝承、文学・芸術作品を通じて、後世の日本人の精神構造に多大な影響を与え、今日においても確実に継承されている。</p>	<p>国家的な重要性を広く越えるものであることを示すために、平泉と浄土思想との関連性を文献資料によって示すことが必要(p.69-R)。</p>	<p>『中尊寺供養願文』には、初代清衡による中尊寺造営の目的が、蝦夷の征討以来、奥州における多くの戦いで亡くなった人々の精魂を敵味方の区別なく浄土へと導き、辺境と言われた陸奥に仏国土(浄土)を造ることにあつたと明記されているほか、中尊寺の大長寿院庭園が仏国土(浄土)を表したものであつたことも明記されている。したがって、平泉の出発点を成した中尊寺と浄土思想との緊密な関係は歴史資料により証明が可能である。さらに、『中尊寺供養願文』に示された初代清衡の中尊寺造営の理念には、浄土思想を基軸とした平和希求の思想さえ見取れる。 12世紀の日本は、京都を中心とする中央政権と、蝦夷の勢力が強かった北方領域に大きく分かれていた。「平泉」の重要な意義は、ひとつの国家の領域を越え、政治・行政上の拠点が浄土思想を基調として完成したことにある。したがって、「平泉」と浄土思想との間にある緊密な関連性は、日本の中央政府が統治した領域のみならず、その北側に展開する蝦夷の領域にも広く及んでいたものであり、その重要性は明らかにひとつの国家の領域を越えていたと判断できる。 さらに、浄土思想を基調としつつ、平和希求を目指して政治・行政上の拠点を造営しようとした姿勢には、時代を超えて世界各地に共通する顕著な普遍性が見取れる。</p>	<p>初代清衡が中尊寺の落慶に当たり作成したものである「中尊寺供養願文」には、中尊寺造営の目的が、蝦夷の征討以来、奥州における多くの戦いで亡くなった人々の精魂を敵味方の区別なく浄土へと導くことに加え、生業として殺生を続けてきた鳥獣魚介の霊をもまた浄土へと導くために、辺境と言われた陸奥の地に仏国土(浄土)を作ることにあつたと明記されている。さらに、この理念によって最初に造営されたのが、中尊寺の中でも特に極楽浄土世界を象った大長寿院の伽藍と庭園であつたことも明記されている。このように、約900年前、末法の世が近づいていると信じられていた時代背景の中で、現世に極楽浄土を再現し、敵味方や善人・悪人を越えた絶対平和の希求を理念として平泉をつくった姿勢は、世界各地域にある平和希求の文化の中でも卓越したものである。</p>

## 第32回世界遺産委員会における「平泉」に関する決議(仮訳)

平成20年7月7日

### 決議 32 COM 8B.24

世界遺産委員会は、

1. *WHC-08/32.COM/8B*と *WHC-08/32.COM/INF.8B1*の文書の審査を行い、
2. 締約国に対して
  - a) 中国・韓国の事例を含め、特に庭園のためのさらなる比較研究を提示すること
  - b) 景観の価値を持つ諸要素を含めるために、推薦資産の境界線の改定について考慮すること

イコモス勧告では、パラ 2 の a)と b)の順番が逆転し、特に b)の原文は以下のとおりであった。

特に主要寺院や浄土庭園群など、設計計画や方位に浄土思想の影響が表れている部分のみを含めるために、できるなら現時点で修復されていない2庭園\*のさらなる(修復)作業の後に、推薦資産の境界線の改定について考慮すること。(2庭園とは、イコモス評価書の指摘事項から判断して、無量光院庭園と中尊寺境内に遺存する大長寿院庭園(通称、「大池跡」と呼ばれているもの。)を指すものと考えられる。)

の2点を求めるために、「平泉—浄土思想を基調とする文化的景観」(日本)の推薦に係る審査を延期し、

3. さらなる推薦に際しては、十分に機能している管理計画、視覚的な繋がり及び資産との関連性に関する知識を監視するための指標を含む適切な一群の指標を添付することが必要となるであろうことを勧告し、
4. 境界線の改定を含む推薦に当たり、資産への現地調査団の派遣による検討が必要となるであろうことを考慮し、
5. 推薦資産の改定を行う場合には、世界遺産センターがすべての方策を講じて締約国を支援するよう勧告する。

イコモス勧告ではパラ 5 は含まれていなかったが、世界遺産委員会の提案により追加された。

## 「平泉」の主題設定・資産構成の方向性について

—第2回推薦書作成委員会での論点整理・意見集約及び末木東大教授の意見を踏まえて—

### 1. 論点及び課題解決の方向性

第2回推薦書作成委員会において出された主題設定に関する論点・意見、課題解決の方向性については、以下のとおりである。

① 多少の微修正は必要であるが、主題を「政治・行政上の拠点」と「浄土世界」の2つの柱により説明する案については是認する意見。

A. 原案のまま、2本柱から成る主題の下に、9つの構成資産による顕著な普遍的価値の証明を行う。

B. 2本柱から成る主題については変更しないが、「政治・行政上の拠点」としての時代的同一性、仏教思想との関連性の観点から、構成資産の見直しを行う。

② 主題を根本から見直し、新たな視点での主題設定が不可欠とする意見。  
資産構成を含め、主題設定を根本から見直したことが伝わるように改めない限り、イコモスの前向きな評価は得られない可能性が高いとする意見。

C. 「浄土世界」を象徴的に再現した芸術作品にのみ限定し、顕著な普遍的価値の証明を行う。

### 2. 平泉と「浄土思想」との関係について

平成20年12月2日に行った末木東大教授との意見交換(資料-2 参照)を踏まえ、「浄土思想」については以下の観点からの整理が必要。

① 政治・行政上の拠点である「平泉」が完成するのに当たり、その基底を成した現世利益及び来世往生の二元的性質を持つ複合的な仏教思想を、学術的な意味での「浄土思想」と定義するのは難しい。

② 「平泉」の基底には、浄土思想のみならず、現世利益的な性質を持つ法華経や密教などとの深い関係を想定すべきであり、「仏教の複合的性質」に注目すべき。

③ 平泉の希少性は、「北方地域における政治・行政上の拠点」と「仏教の複合的性質」が相互に緊密に関係し、まとまった小空間に一体的に集約されて完成したことにより、理想世界としての「浄土世界」を現世に現出しようとしたことにある。さらに、その特質は、高野山や金峯山のような「山中浄土」の性質を含め、「政治・行政上の拠点」が「浄土世界」として成立したことにある。

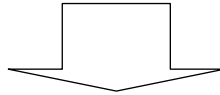
### 3. 課題解決の具体案

#### ア. 1-①-Aの方向性に基づく具体案(資料-3 別添-1・付図-1参照)

2本柱から成る主題に基づき、12世紀の日本の北方領域において成立し、現世における「浄土世界」として発展・完成した「政治・行政上の拠点」として「平泉」を定義し、それを語る上で不可欠の9つの構成資産の下に、評価基準(ii)・(iii)を適用して顕著な普遍的価値の証明を行う。

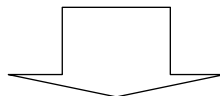
#### ○第1の柱(政治／行政上の拠点)

(前案) 「平泉」は、12世紀の日本の中央政権と北方領域に展開した「蝦夷」と呼ぶ在地集団(部族)との拮抗関係の下に、国家の周縁の地域にまで及んで成立・発展・完成した「政治・行政上の拠点」である。



これに関する委員の意見については、以下のとおり。

- ※「平泉」を「都市」とは呼ばずに、「都市」の原型を成す「政治・行政上の拠点」と定義することについては受容できる。
- ※「蝦夷」を部族と規定するのは適切ではない。
- ※12世紀における「蝦夷」は、「えみし」ではなく「えぞ」と読むのが適切。本州北部に居住した集団のみならず、現在の北海道、沿海州など日本列島のさらに北方の領域に展開した多民族の総称であった可能性が高い。
- ※「拮抗関係」という表現は、12世紀の北日本が内乱で乱れきっていたかのような印象を与える可能性があり、適切ではない。むしろ、北方領域との境界での活発な交易活動を示す事実が歴史資料として確認されていることに十分留意し、「平泉」はそのセンターとしての役割を担っていたことについて明示すべきである。
- ※「政治・行政上の拠点」と定義するだけでは、「平泉」の顕著な普遍的価値を証明するのは困難であり、「浄土思想」との関係を明示することが不可欠。



(修正案) 「平泉」は、12世紀の日本の中央政権の支配領域と、本州北部、さらにはその北方地域との活発な交易活動を基盤に、本州北部の境界領域において成立・発展・完成した「政治・行政上の拠点」である。

## ○第2の柱(浄土世界)

(前案) 法華経を主軸とする大乘仏教の日本的な発展の過程で、天台浄土教を核として育まれた日本の「浄土思想」は、末法思想の流布に伴って12世紀に独特の進化を遂げ、特に「平泉」の造営に当たって重要な役割を果たした。「政治・行政上の拠点」として成立・発展を遂げた「平泉」は、浄土思想に基づき、自然の風土とも融合した「浄土世界」として完成した。



これに関する委員の意見については、以下のとおり。

※「政治・行政上の拠点」の造営に当たり、基調を成したのが浄土思想を含め複合的性質を持つ仏教であるとする事の適否について、さらに十分な検討が必要。  
※従来、適用することとしてきた評価基準(vi)については、「浄土思想」としての特化が困難である以上、12世紀における仏教の複合的性質を考慮しても、「顕著な普遍的意義」の観点から、その適用はなお困難であると考えられる。



(修正案) 法華経を主軸とする大乘仏教の日本への伝来の過程で、12世紀における末法思想の流布に伴い、「平泉」は自然の風土とも融合した「浄土世界」を現世に再現することを目指して発展・完成を遂げた。

### ■1-①-Aの方向性に関する課題については、以下のとおり。

☆①個々の構成資産の有形的な部分に「浄土思想」を含む仏教の複合的性質が明確に反映されていなければならないとする観点に立つのか、②「政治・行政上の拠点」の全体が、自然の風土とも融合しつつ、現世における「浄土世界」(理想世界)として完成する上で、仏教の複合的性質を基調としたことを強調するののかについては、最終的な合意形成が十分でない。

☆評価基準(ii)を適用するためには、中国大陸から日本列島にかけて進んだ建築・庭園・都市造営に関する人類の重要な価値観の交流の観点から、「平泉」の「政治・行政上の拠点」としての位置付けについて明示することが必要。

そのための比較研究も必要。

☆建築・庭園が持つ芸術作品の「類型」としての性質に鑑み、評価基準(iv)の適用の可能性について検討が必要。

☆12世紀における「仏教の複合的性質」の観点を踏まえ、評価基準(vi)の適用について慎重に検討することが必要。



イ. 1-②-C の方向性に基づく具体案(資料-3 別添-2・付図-2参照)

イコモスの指摘に従い、「浄土世界」を象徴的に表現した独特の意匠・構造を持つ芸術作品群の観点から、寺院(庭園を含む)のみに対象を絞って、評価基準(ii)の下に顕著な普遍的価値の証明を行う。

これに関する委員の意見・課題については、以下のとおり。

※浄土思想に直接関連する主題設定は可能となるものの、「平泉」の価値の一部のみを切り取った資産構成とならざるを得ず、主題は浄土教芸術の意匠・構成等の側面に限定・矮小化されてしまう可能性が高い。

※イコモスの評価書では、この案についての示唆が行われてはいるが、宇治平等院その他の浄土教に関する芸術作品との系譜的関連性を考慮するならば、そもそもこの主題設定の下に顕著な普遍的価値を証明することが可能であるのか否かについて、慎重な検討が必要。

※芸術作品の「類型」としての性質に鑑み、評価基準(iv)の適用の可能性について検討が必要。

推薦書作成に関するフロー(予定)

